

令和7年第3回 北海道議会定例会 決算特別委員会（保健福祉部所管）開催状況

開催年月日 令和7年11月10日（月）

質問者 日本共産党 丸山 はるみ 委員

答弁者 保健福祉部次長 山谷 智彦

保護担当課長 酒井 仁

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
二 生活保護について （一）福祉事務所の現業員体制等について 福祉事務所の現業員体制等についてですが、道所管及び札幌市を除く市の現業員数、うち社会福祉主事資格取得者数、未取得者数の3か年の推移を伺います。 （二）社会福祉主事資格未取得者の要因について 現業員が全員社会福祉主事有資格者でなければならぬことは法律で定められているにもかかわらず、これまでも慢性的な未取得状況が続いてきました。 道所管分だけでも昨年度76名の未取得者が残されていますが、取得に向けた支援は行われているのでしょうか。また、資格未取得者が慢性的に残されてきた要因を道はどのように分析しているのか、伺います。 （三）生活保護現業員の専門性と職員育成について 生活保護現業員は、福祉職採用職員のみならず、一般行政職員も担っています。福祉職職員は、制度理解や面接技法等の技術を一定程度取得して採用され、長年にわたって実務を担っています。一方、一般行政職員は他部署の人事異動と同じく、3～5年程度のサイクルで異動となります。生活保護CWは法的知識に加え、対人援助職としての技術の習得も求められます。CWの専門性を北海道はどのように認識しているのでしょうか。また、CWが一般行政職と同じく通常の人事異動サイクルでは専門性が育たないうちに異動となってしまう、十分な援助ができないことが想定されます。長期的なスパンで職員育成を行う必要性をどのように考えているのか、併せて伺います。	【保護担当課長】 道及び札幌市を除く市の福祉事務所におけるケースワーカーについてであります。道のケースワーカー数は、4月1日現在で、令和4年度205名、5年度202名、6年度192名であり、このうち社会福祉主事の資格取得者数は、4年度118名、5年度128名、6年度116名、未取得者数は、4年度87名、5年度74名、6年度76名となっております。 また、市のケースワーカー数は、4月1日現在で、4年度607名、5年度594名、6年度596名であり、このうち社会福祉主事の資格取得者数は4年度498名、5年度457名、6年度495名、未取得者数は、4年度109名、5年度137名、6年度101名となっております。 【保護担当課長】 社会福祉主事資格の取得についてであります。道が所管する福祉事務所における、昨年4月1日時点で社会福祉主事資格を未取得であった76名については、通信課程の受講により年度末に53名が資格を取得済みでございます。 本年度の未取得者についても、病気などの事情により受講が困難である場合を除き、引き続き、各福祉事務所と連携し、迅速に通信課程を受講できるよう取り組んでいるところでございます。 なお、市の福祉事務所におきましても、必要な定数の全てに資格取得者を配置することに苦慮しているところではございますが、資格取得に向けた予算の確保に取り組んでいるものと承知しております。 資格未取得に対する国における指導は、「現に社会福祉主事資格を有しない者については、資格を取得させるよう努めること」とされていることから、道におきましても国の指導内容を踏まえて同様の指導を行っているところでございます。 【保護担当課長】 ケースワーカーについてであります。近年、生活保護受給世帯の抱える課題は多様化しており、生活保護を適正に実施していくためには制度の基本的な知識はもとより、関係する他制度の知識の習得や援助の原則である、寄り添い、受容と傾聴、信頼関係づくりといったケースワークの技術の向上を図ることも重要と考えております。 このため道におきましては、毎年度、経験年数の少ないケースワーカーやケースワーカーを指導する立場の査察指導員を対象とする全道域の研修会を開催しているほか、それぞれの福祉事務所においても、具体的な事例を使ったグループワークを取り入れるなど、日頃から、ケースワーカーの資質向上と職員の育成に努めているところでございます。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
再一（三）生活保護現業員の専門性と職員育成について 社会福祉主事取得には大学等での科目要件、社会福祉等の国家資格取得以外は、通信教育や指定養成機関修了、都道府県等講習会279時間の修了が要件とされています。専門性が求められる中、通常の変動サイクルと同様に短期の変動を繰り返しているのは、有資格者を育成することも専門性を発揮する機会も失われかねません。人事課とも協議してケースワーカーの専門性を発揮させるため人事異動のありかたも含め、育成と成長の保証について見直すべきではないかと思いますがいかがですか。 （四）研修について 北海道も工夫をしているということなのですが、研修について、国、道及びそれ以外が主催する研修について、昨年度の決算額、および今年度の決算見込み額、参加人数についてお示しください。 （五）国及び道主催以外の研修会への参加について 国及び道が主催する研修以外の研修は、参加の義務がありません。しかし、全国的には、CWや専門家が多数集まる研修や、道内でも職能団体やCWの自主的な研修会が企画されています。こうした研修会にCWが参加したいと思った場合、派遣は一切行えないのか、伺います。	【保護担当課長】 ケースワーカーの専門性等についてであります。道では、経験年数の少ないケースワーカーや指導する立場の査察指導員を対象とする研修会を開催し、具体的な事例を使ったグループワークを取り入れるなど、ケースワーカーの資質向上を図っているほか、北海道職員人材マネジメントビジョンの下、キャリア全体を通じて、特定分野を基軸とした人事異動や、多様な経験や知識を有する社会人経験者採用を充実するなど、中長期的な視点で専門性の高い職員の育成と採用に努めているところでございます。 【保護担当課長】 研修への参加状況についてであります。令和6年度に道の職員が参加した研修は、国が主催する研修会に3名、道が主催する研修会に50名が参加したところであり、その決算額は198万円となっているところでございます。 また、今年度は、国が主催する研修会に2名、道が主催する研修会に49名が参加する予定であり、その執行額は157万円を見込んでおります。 【保護担当課長】 研修会への参加についてであります。道では、国が主催する研修のほか、多くの新任ケースワーカーの研修機会を確保するため、道独自の研修を実施しており、それらへの参加経費について予算措置しております。 なお、ケースワーカーが個人的に参加している研修等につきましては、その状況について把握をしてございません。
再一（五）国及び道主催以外の研修会への参加について 職員から、国及び道主催以外の研修会に参加したいと申し出があった場合は、どのように対応しているのでしょうか。	【保護担当課長】 研修についてであります。ケースワーカー個人が自主的に参加している研修等については、その状況について把握しておりませんが、道では、国が主催する研修への参加のほか、道独自の研修への参加経費について予算措置しております。 なお、今後とも職員が参加する研修については、その有効性などについて不断に検討してまいります。
再々（五）国及び道主催以外の研修会への参加について 全国のケースワーカーや専門家で構成する団体が主催する研修会に我が会派も過去に参加したときがありまして、道職員も参加していたことがあったのですね、偶然にお会いしたのですが、自費で参加していると聞きました。他自治体では公費派遣が多くされているなか、冷たい対応だと言わざるを得ません。外部団体等が主催する研修へも、参加の保証を行うべきではないかなと思うのですが、見解を伺ってもいいですか。 ぜひ、前向きな検討をお願いします。 （六）令和7年度厚生労働省監査の重点事項に基づく道の対応について 次に、厚生労働省は「効果的な指導監査の実施について」を重点事項とし、都道府県・政令指定都市が実施する監査	【保護担当課長】 研修についてであります。今後とも職員が参加する修については、その有効性などについて不断に検討してまいります。 【保護担当課長】 国の監査方針を踏まえた対応についてであります。国では、都道府県が実施する令和7年度における生活保護法施行事務監査において、管内実施機関に対する指導の徹底

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
について、漫然と指摘を繰り返さないよう「実施機関の課題の根本的な解消に向けた効果的な指導」を求めています。同一の指摘が継続している福祉事務所に対しては、課題の是正等に向け、具体的な助言指導が必要と考えますが、道は福祉事務所に対する監査において、どのような指導をしてきたのか、伺います。 （七）申請数に対する却下率について 各福祉事務所における生活保護申請数に対する却下率について伺うとともに、全道平均の倍以上の却下率となっている福祉事務所について伺います。 （八）監査における調査の徹底について 平均の2倍以上のところが7箇所ということでした。平均値の増減だけで一概に問題というわけではありません。しかし、他の福祉事務所と比較して大きな違いが確認されれば、その要因も含めて確認することが道の監査では求められると思います。とりわけ生活保護申請に対する取扱い、申請権の侵害を行政が行っていないか、高い却下率となっている要因も含めて追及する必要があると考えますが、どのように取り組んでいるのか、伺います。 （九）監査体制の強化について 生活保護行政の不適切さが明らかになった群馬県桐生市では、全国や群馬県で横ばいだったのに対し、この10年で保護利用者が半減しておりました。第三者委員会が市民に求めた情報提供では、市職員による暴言・恫喝が4分の1を占めたと言われています。「組織的な不正」と第三者委員会に指摘されていますが、桐生市だけが特殊なのではなく、どの自治体でも対応を誤れば起こりうる可能性があります。群馬県の監査結果からも異常さを示す予兆は確認されておりまして、第二の桐生市を道内から生まないためにも、道の監査は極めて重要になります。監査を行う体制の充実強化も課題となります。生活保護は法定受託事務であり、制度の保証は国の責務です。監査体制を強化するため、国に対して必要な体制強化も含めて責任を果たさせるよう求める必要があると考えますが、部長の見解を伺います。	を監査の重点事項としております。 法定受託事務者である道といたしましては、こうした国の方針を踏まえ、監査実施前の事前検討や、組織運営ヒアリング、生活保護受給世帯のケース検討を行うとともに、問題解決に向けた具体的な取組を内容とする改善計画書等の提出を求め、その内容が不十分であると認められる場合などには、再提出や追加報告を求めるほか、同一の指摘が継続している福祉事務所に対し、未改善と認められた問題の早急な改善に向けて、実効性のある取組を行うよう指導を徹底しているところでございます。 【保護担当課長】 申請数に対する却下の状況についてであります。令和6年度の道及び市の福祉事務所における生活保護申請件数に対する却下件数の割合は、全道平均で約9パーセントとなっております。 なお、道の4つの福祉事務所、3市の福祉事務所におきましては、この平均値の2倍以上となっているところでございます。 【保護担当課長】 監査における確認についてであります。道の生活保護法施行事務監査においては、生活保護申請を却下した事例を抽出し、適正な保護の決定が行われ、経緯が詳細に記録されているかなどを確認するとともに、監査資料において、確認が必要と認められる項目については、丁寧にヒアリングを行い状況を確認しております。 また、面接相談時の対応におきまして、相談者に対しては、保護申請の意思を確認しているか、申請の意思が表明された者に対しては、保護申請に当たって事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付し、申請手続についての助言は、適切にされているか等、保護の申請権を侵害するような行為及び申請権を侵害すると疑われるような行為は厳に慎んでいるか、確認しているところでございます。 【保健福祉部次長】 生活保護に関し、監査体制の強化についてでございますが、道ではこれまで、国に対し国民の生存権を保障することは国の責務であることから、生活保護制度を適切に運用するため、地方自治体も負担している生活保護費や生活保護制度に関する人件費などは、早急に全額国庫負担とすることや、都道府県等が指導監査体制の拡充に努められるよう、必要な財源措置を講じることを要望してきたところでございまして、引き続き、国に求めてまいります。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
私も以前、市議をやっていた時代に、生活保護の申請についてご相談を受けたことがありました。大工さんをやっていたのですけれども、身体を壊して、お父さんがお仕事を続けられなくなって、お母さんも膝が痛いということで、生活に不安を抱えての申請でした。無事申請が通って、受給できますよと事務所を訪れてくださった時がすごく晴れやかな顔をされておりました。贅沢ができるような生活保護の金額ではありませんけれども、やっぱり道民の皆さんの生活を支える大切な制度なのだなということをその時に実感したところです。 適切な制度の運用になるよう、皆様のご尽力をお願いして、質問を終わります。	